

課税標準額の特例等について

課税標準額の特例について

地方税法に規定される一定の要件に該当する資産には、課税標準の特例が適用されます。

新たに申告される場合は、種類別明細書の該当する資産の摘要欄及び申告書の備考欄に適用条項と特例率を記入し、特例を受ける事実を証明する書類の写しを申告書に添付してください。

◆わがまち特例の導入について

平成 24 年度税制改正により、地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。このことを受け、わがまち特例の対象となる資産について、多治見市税条例により課税標準の特例割合を定めました。

該当資産がある場合には、特例を受ける事実を証明する書類（特定施設設置届出書、仕様書、取得日を証する書類など）の写しを申告書に添付してください。

中小企業者等の設備投資に係る課税標準の特例について（※1）

中小事業者等が令和 5 年 3 月 31 日までの間に先端設備等導入計画に記載のある設備を取得した場合には、取得から 3 年間、固定資産税の課税標準額が 0 になります。※多治見市（産業観光課）から認定を受けていることが条件です。

なお、特例の対象となる資産は、下記のとおりです。

① 償却資産の種類

	設備の種類	取得価格	販売開始時期	取得時期
ア	機械装置	160 万円以上	10 年以内	平成 30 年 6 月 6 日～ 令和 5 年 3 月 31 日
イ	測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内	
ウ	器具・備品	30 万円以上	6 年以内	
エ	建物附属設備 （償却資産として課税されるもの）	60 万円以上	14 年以内	
オ	構築物	120 万円以上	14 年以内	令和 2 年 4 月 30 日～ 令和 5 年 3 月 31 日
カ	事業用家屋 （取得価格の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの）	120 万円以上		

② 旧モデル比で生産性が年平均 1 % 以上向上するものであること。

③ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと。

特例の適用を受ける場合には、多治見市産業観光課から認定を受けた「計画の申請書及び認定書の写し」並びに「工業会等による仕様等証明書の写し」を申告書に添付してください。

リース会社が申告する場合は、上記資料に加え「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書の写し」を申告書に添付してください。

わがまち特例対象資産一覧

対象資産	根拠法令	特例率	具体例	取得期間	適用期間	
水質汚濁防止法特定施設等の汚水処理施設	法附則第15条第2項第1号、市税条例附則第9条の2第1項	1/2	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	令和4.4.1～ 令和6.3.31	期限無し	
下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号、市税条例附則第9条の2第2項	4/5	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	令和4.4.1～ 令和6.3.31	期限無し	
地下街の洪水時の浸水防止設備	法附則第15条第29項市税条例附則第9条の2第13項	2/3	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機など	令和5.4.1～ 令和8.3.31	5年間	
特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備 (※2)	法附則第15条第26項第1号イ、市税条例附則第9条の2第3項	1/2	1,000kW未満	令和4.4.1～ 令和6.3.31	3年間
		法附則第15条第26項第2号イ、市税条例附則第9条の2第7項	7/12	1,000kW以上		
	風力発電設備	法附則第15条第26項第1号ロ、市税条例附則第9条の2第4項	2/3	20kW以上		
		法附則第15条第26項第2号ロ、市税条例附則第9条の2第8項	3/4	20kW未満		
	水力発電設備	法附則第15条第26項第2号ハ、市税条例附則第9条の2第9項	3/4	5,000kW以上		
		法附則第15条第26項第3号イ、市税条例附則第9条の2第10項	1/2	5,000kW未満		
	地熱発電設備	法附則第15条第26項第1号ハ、市税条例附則第9条の2第5項	2/3	1,000kW未満		
		法附則第15条第26項第3号ロ、市税条例附則第9条の2第11項	1/2	1,000kW以上		
	バイオマス発電設備	法附則第15条第26項第1号ニ、市税条例附則第9条の2第6項	2/3	10,000kW以上20,000kW未満		
		法附則第15条第26項第3号ハ、市税条例附則第9条の2第12項	1/2	10,000kW未満		
家庭的保育事業等 (5人以下)	家庭的保育事業	法第349条の3第27項市税条例第70条の2第1項	1/2	少人数の家庭的保育	平成30年度以降の課税から	事業廃止まで
	居宅訪問型保育事業	法第349条の3第28項市税条例第70条の2第2項	1/2	障害・疾患などの個別ケアや施設がなくなった地域での保育		
	事業所内保育事業	法第349条の3第29項市税条例第70条の2第3項	1/2	会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育		
企業主導型保育事業	法附則第15条第33項市税条例附則第9条の2第14項(都計税条例附則第2項)	1/2	事業実施者の従業員の子ども、事業実施者と利用契約を締結した一般事業主の従業員の子どもが対象 ※地域枠が設定でき、設ける場合は総定員の50%以内	令和5.4.1～ 令和6.3.31 までの間に国から運営補助金を受けた事業主等	最初の5年間	

対象資産	根拠法令	特例率	具体例	取得期間	適用期間
(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準の特例措置	法附則第64条 市税条例附則第9条 の2第17項	0	1ページ※1を参照	1ページ※1 を参照	最初の 3年間

(※2) 経済産業省の固定価格買取制度を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備が対象となります。(「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金決定通知書」の写しを添付ください。)